

滋賀県雇用対策協定（抜粋）

（目的）

第1条 この協定は、滋賀県と厚生労働省滋賀労働局（以下「滋賀労働局」という。）が経済の活性化と県民のくらしの向上をめざし、相互に密に連携して、求職者の就職の促進と県内企業の人材確保の支援等を図るため、雇用対策を効率的、効果的かつ一体的に取り組むことを目的として、締結する。

（事業内容等）

第2条 滋賀県および滋賀労働局は、前条の目的を達成するため、毎年、具体的な取組および実施方法ならびに数値目標を事業計画として定めるものとする。

2 前項の事業計画にかかる事項は、滋賀県および滋賀労働局の職員で構成する運営協議会において定めるものとする。